

第3章 都市整備方針

1. 土地利用の方針

(1)住宅地

■基本的考え方

- 市民が安全・安心に暮らせ、多くの定住を促す居住環境の形成

①専用住宅地

－矢板市街地－

- 土地区画整理事業が完了し、地区計画を活用している木幡地区の住宅地は、良好な居住環境の維持・形成に努めます。
- 土地区画整理事業が完了している矢板駅東地区などは、道路や公園等の都市基盤施設の適切な維持・管理により、良好な居住環境の維持を図ります。また、地域住民の発意による、地区計画等のまちづくりルールの導入を検討します。

－片岡市街地－

- 地区計画を活用しているつつじが丘ニュータウンについては、良好な居住環境の維持・形成に努めます。
- J R片岡駅西地区は、駅利用や生活利便性に優れ、安全・安心に配慮した、良好な居住環境の形成を図ります。

－共通－

- 荒井地区及び乙畑地区の既存住宅地では、道路や公園等の既存ストックを有効活用するため、施設の適切な維持・管理に努め、安全・安心な居住環境の形成を図ります。また、周辺の田園環境などのみどりと調和した、良好な居住環境の形成を図ります。
- 市街地のスポンジ化の抑制に向けた空き家空き地対策として、空き家バンク制度の周知や空家等解体費補助金の有効活用を促進します。

②一般住宅地

－矢板市街地・片岡市街地－

- 矢板市街地及び片岡市街地では、生活の場と商業・業務や行政サービスの場が良好な関係で共生する住宅地の形成を目指し、道路や公園などの既存ストックや交通環境等を有効活用するため、老朽施設の更新等、施設の適切な維持・管理に努め、安全・安心で、良好な居住環境の維持・形成を図ります。
- J R矢板駅西側の近隣商業地域は、空き店舗や空き地など空洞化が目立ち、今後も本市の近隣商業地として商業地を維持していくことが困難と予測されますが、J R矢板駅や公共公益施設集積地に近い立地特性を活かしながら、日常生活を支える商業施設の混在した、利便性の高い居住環境の形成を図ります。また、道路や公園などの既存ストックや交通環境等を有効活用するため、老朽施設の更新等、施設の適切な維持・管理に努めるほか、土地の適切かつ有効な利用を円滑に行うための地籍調査事業を推進し、安全・安心で、良好な居住環境の維持・形成を図ります。
- より多くの定住を受け入れるため、定住促進補助金、空家等解体費補助金及び宅地造成奨励金の有効活用を促進します。
- 宅地開発に関しては、民間主導を基本とし、「矢板都市計画区域における土地利用方針」、「矢板市土地開発指導要綱」、「矢板市立地適正化計画」等により適切な誘導に努めるほか、市民協働のまちづくりを推進するため、建築協定制度等の導入促進に努めます。

－泉地区－

- 市域北部の生活の拠点である泉地区は、生活利便性の向上を図るため、泉中学校跡地を活用した交流施設（複合施設）の整備と、（主）塩原矢板線や（主）矢板那須線泉バイパスの道路網を整備します。また、道路などの都市施設や既存ストックを有効活用するため、施設の適切な維持・管理に努め、安全・安心で、良好な居住環境の維持・形成を図ります。

③集落地・住宅団地等

- 集落地においては、豊かな自然と共生してきた環境の維持・保全を図り、地域ごとの個性を活かし、安全・安心な居住環境の向上に努めるとともに、地域振興を図ります。
- また、日常生活に必要なサービス（行政、商業等）やコミュニティ機能を確保する小さな拠点づくり事業の推進に努めます。
- 郊外の住宅団地については、道路や公園等の都市基盤施設の適切な維持・管理により、良好な居住環境の維持を図るとともに、ゆとりある居住環境へのニーズを踏まえた定住促進策の検討に努めます。
- 林間住宅地は、丘陵地等の豊かな自然環境と調和した、緑豊かな居住環境の維持を図ります。

(2)商業地

■基本的考え方

- 市民の日常生活を支える立地特性を踏まえた商業環境の維持・形成
- にぎわいの創出や交流を促す商業環境づくり
- 中心市街地の活性化・再生に寄与する環境の整備

①商業・業務地

－矢板市街地－

- J R矢板駅東側の商業地域は、市民の日常生活を支える中心的な商業地として、利便性の高い商業地の維持・充実を図ります。
- J R矢板駅西側の商業地域は、空き店舗や空き地の活用支援を行い、本市の中心商業地としての機能維持を図ります。しかし、今後の空洞化の動向によっては、J R矢板駅や市役所等の公共施設が集積地に近く、生活利便性の高い地区であることから、日常生活を支える商業施設の混在した、生活利便性の高い住宅地への転換も検討します。
- 中心市街地活性化対策に関しては、にぎわいの再生を念頭に、「矢板市立地適正化計画」に基づく商業等の各種サービス機能の適正誘導を図るほか、D I D（人口集中地区）に係る地区での都市再生土地区画整理事業の実施の検討に努めます。
- 空き家空き地対策、空き店舗対策を進めるため、空き家バンク制度の周知をはじめ、起業を検討する方への支援制度の周知、起業希望者とのつながりのある商工会や金融機関への情報提供、空家等解体費補助金の活用促進に向けた周知広報等の取組に努めます。
- 市内外の交流を促す誘客イベント等への市民・事業者の参画の促進や継続的な支援に努めます。

－片岡市街地－

- J R片岡駅東側の近隣商業地域は、近隣住民の日常生活を支える、利便性の高い商業地の形成を図ります。
- 片岡駅西地区については、地区計画の適切な運用を図り、駅前としてふさわしい沿道型商業地の形成に努めます。

②沿道サービス地

- 国道4号等の幹線道路沿道の沿道サービス地は、中心市街地との適切な役割分担と連携を図りながら、沿道型サービス施設の立地を適正に誘導します。

(3)工業地

■ 基本的考え方

- 自然環境や生活環境に配慮し、交通アクセス性の良さを活かした工業環境の維持
- 雇用を生み出す企業誘致の受け皿となる環境整備や成長産業の集積促進
- 長期間にわたり低未利用地となっている工場跡地の土地利用転換を含めた検討及び土地利用の促進

①既存工業団地

- 矢板工業団地は、周辺の生活環境に配慮するとともに、工業の利便性を確保し、良好な工業地を維持します。
- 大手企業工場跡地については、工場施設の利活用や産業用地としての位置付けの在り方など、適切な土地利用転換に関する検討を進めます。
- 矢板南産業団地は、周辺の自然環境や環境保全に配慮するとともに、東北自動車道矢板インターチェンジに近接する優位性を活かし、新たな企業誘致を促進します。

②その他の工業系施設混在地

- 矢板工業団地西側は、現況で用途は混在しているので、今後は用途の混在を抑制し、操業環境の維持を図ります。
- 広域都市間交流軸周辺の整備等による新たな産業用地確保の検討に努めます。

(4)緑地系土地利用

■ 基本的考え方

- 田園等の農地や雄大な高原山の森林等の豊かな自然環境の保全
- 豊かな自然環境を活かした多様な活用の推進

①農地

- 農地は、一団の優良農地の保全、耕作放棄地の解消及び集積・集約化に努めるとともに、食の安全・安心の確保及び環境にやさしい農業を確立するため、圃場整備や農道等の生産基盤の整備推進を図ります。
- 地域住民のレクリエーション活動の場となる市民農園、体験型の観光農園やオーナー制度等を活用し、農地の多様な活用に努めます。

②里山林・森林

- 八方ヶ原や県民の森など高原山の森林は、自然との交流や観光振興の拠点として機能拡充を図るとともに、下流域の生産活動や生活を支える水源地としての緑のほか、首都圏の大都市で排出された二酸化炭素の吸収・貯蔵など多様な公益的機能を果たし、地球温暖化防止にも貢献していることから、本市の誇れるみどりとして、次世代に引き継げるよう積極的な保全・整備を図ります。
- また、丘陵地の里山林も同様に、次世代に引き継げるよう積極的に保全・整備を図ります。
- 林業の生産性向上を図るため、森林の保全・整備の取組や、作業道等の生産基盤の整備を推進します。

(5)新市街地ゾーン

■基本的考え方

- 定住人口の確保や交流人口の拡大、市民生活の利便性の向上に向けた計画的な土地利用への転換

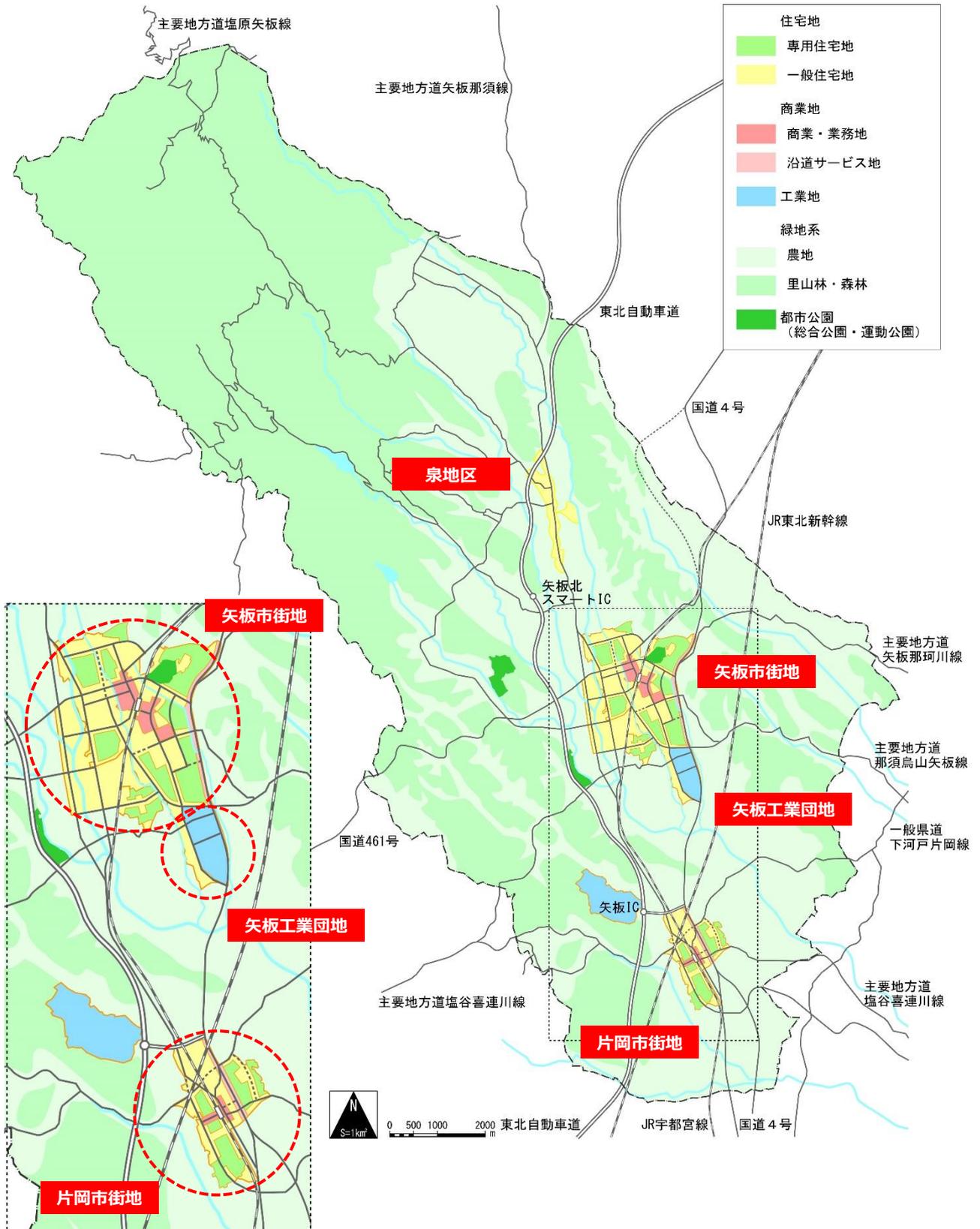
①矢板市街地西側地区

- 矢板市街地西側地区は、矢板市街地に隣接し、隣接部には市街地からのにじみ出しのほか、(主)矢板那須線沿道には、地域住民の日常生活を支える沿道型サービス施設が立地しています。また、(主)矢板那須線バイパス、(都)木幡通り等が整備され、自然・歴史・文化多目的交流ゾーン、矢板インターチェンジや矢板北スマートインターチェンジ、矢板市街地等へのアクセスが容易であり、開発ポテンシャルの高い地区です。
- (主)矢板那須線バイパス沿道には道の駅やいたが整備され、多くの来訪者があり、本市の観光・交流の拠点として機能しており、今後は自然・歴史・文化多目的交流ゾーンとの連携により、交流人口の更なる拡大を進めるための地区として期待されています。また、道の駅やいたには、一般家庭からのCO₂排出量削減を目的として環境省より全国20ヶ所の一つに選定された、エコハウスが建てられています。
- 以上から、(主)矢板那須線バイパスと矢板市街地に囲まれた地区において、沿道型サービス施設の誘導や、環境都市を宣言している本市にふさわしい再生可能エネルギーを活用した住宅地の形成等、農業政策サイドとの調整を踏まえながら、適切な市街化誘導の検討を行います。

②片岡市街地南側地区

- 片岡市街地南側地区は、片岡市街地に隣接し、国道4号バイパスや(都)片岡西通りが整備されたほか、J R片岡駅西側において市街地整備が実施されており、J R片岡駅へのアクセス性が向上するなど、利便性が向上する地区であり、近隣の大規模工場事業者の住宅地としての位置付けも可能です。
- 以上から、片岡市街地南側地区は、農業政策サイドとの調整を踏まえながら、計画的な住宅地への転換を検討します。

【土地利用方針図】



(6)土地利用の適正誘導

■基本的考え方

- 土地の自然条件や土地利用動向を踏まえた合理的な土地利用

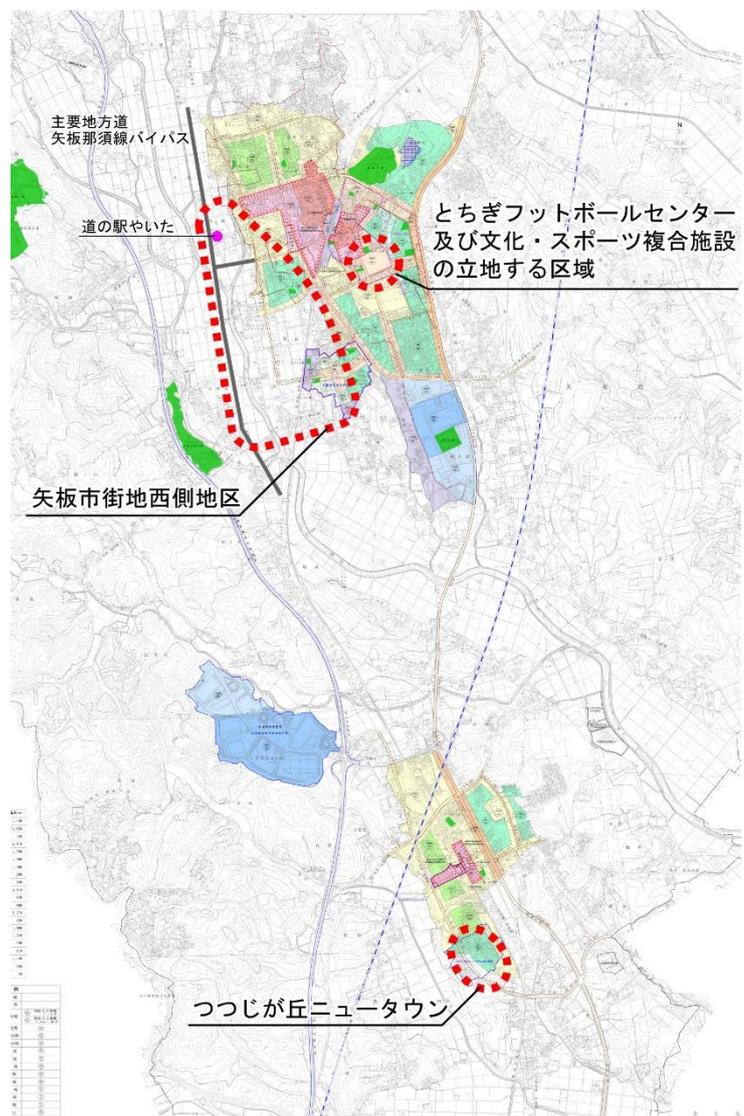
①用途地域等の指定・見直し

- 用途地域は、市街地の計画的な土地利用を図り、良好な都市環境を形成するために、現在 704.0 h a（矢板地区 474.2 h a、片岡地区 229.8 h a）が指定されています。
- 今後は、市街地における良好な住環境の形成や、商業地・工業地などの適正な配置による機能的な都市活動を確保するため、集約型都市構造の実現に向けた「矢板市立地適正化計画」との整合性を踏まえつつ、現行の用途地域を基本とした秩序あるまちづくりの推進を図るとともに、適切な用途地域等の指定・見直しを検討します。
- なお、用途地域無指定区域（白地地域）の多くは農地法、森林法等で土地利用規制が行われていますが、開発圧力の高い幹線道路沿道等においては、必要に応じて用途地域、地区計画、特定用途制限地域等により、無秩序な開発等の抑制に取り組みます。

②用途地域等の指定・見直し検討エリア

- 矢板市街地西側地区は、農業政策サイドとの調整を踏まえながら、用途地域や地区計画等を活用した市街地の適正な拡大について検討します。
- また、とちぎフットボールセンター及び文化・スポーツ複合施設の立地する区域について、周囲の土地利用との整合性や宅地利用の動向等を踏まえた用途地域の変更を検討します。
- その他の用途地域外縁部で、市街地のにじみ出しがみられる部分は、都市化の進展の動向や農業政策サイドの土地利用方針との調整を踏まえながら、用途地域や地区計画等を活用した市街地の適正な拡大について検討します。
- 片岡市街地は、つつじが丘ニュータウンの用途地域無指定区域（白地地域）における用途地域の指定を進めます。

【用途地域等の指定・見直し検討エリア位置図】



2. 都市施設整備の方針

(1)交通体系

■ 基本的考え方

- 東京圏、東北圏、宇都宮市の連携・交流を強化する道路ネットワークの整備
- 先端産業や研究開発機能を有する周辺市町との新たな連携軸づくりに向けた道路網ネットワークの整備
- 居住・商業・工業・観光等の都市機能の向上や市民生活を支える市内道路ネットワークの整備
- 環境負荷の低減や交通弱者に対応した、誰もが円滑で快適に移動できる公共交通機能の充実

①道路ネットワーク整備

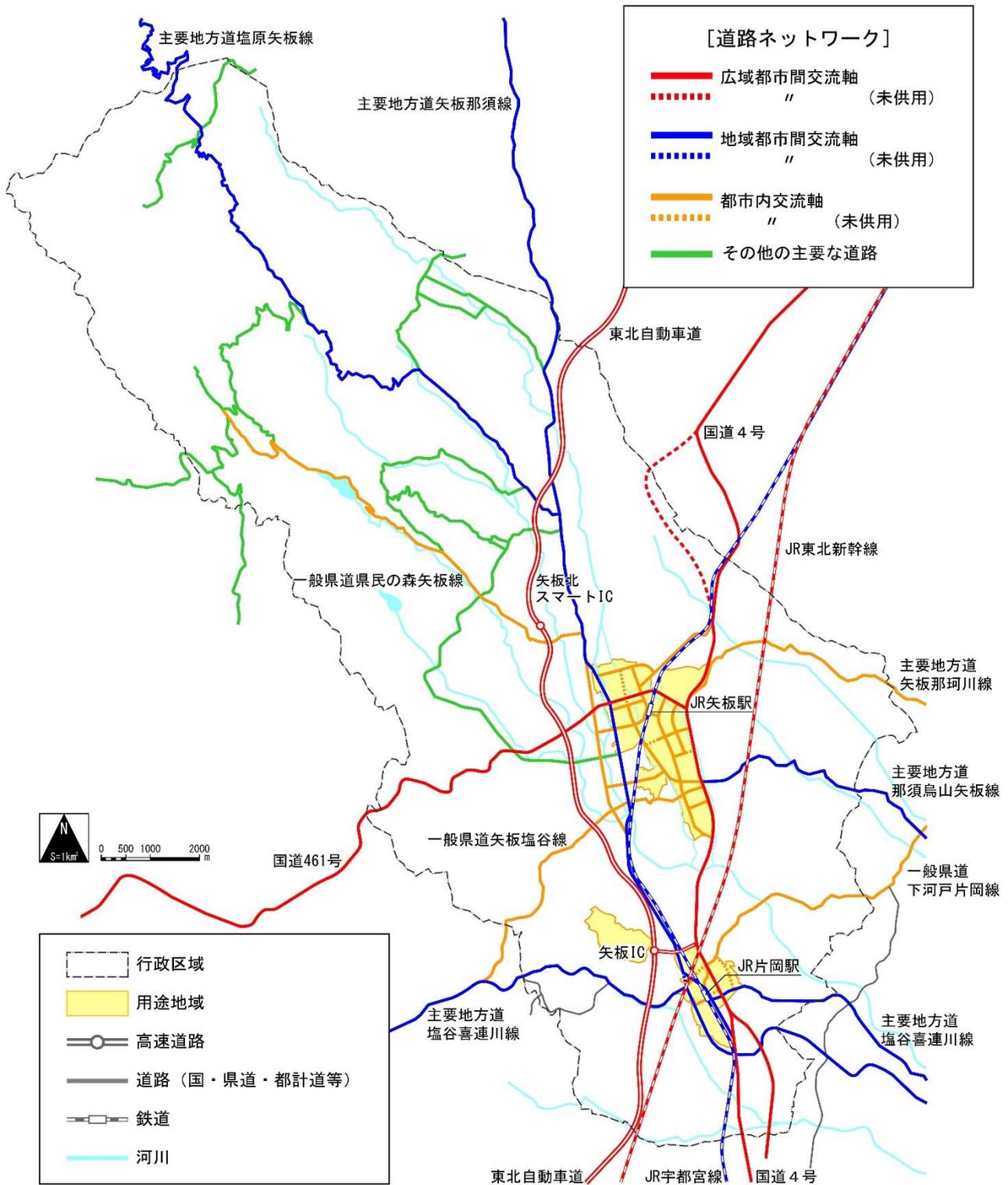
●本市の道路ネットワークは、東京圏や東北、北陸地方との広域的な連携・交流を図るための「広域都市間交流軸」、宇都宮市や近隣市町との連携・交流を図るための「地域都市間交流軸」、都市内の利便性の向上を図るための「都市内交流軸」、市街地の骨格の形成や自然・歴史・文化多目的交流ゾーン内の連携・交流を図るための「その他の主要な道路」により構築します。

広域都市間交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域都市間交流軸として、東北自動車道、国道4号、国道461号を位置付けます。 ・ 国道4号については、重要物流道路や災害時における緊急輸送道路として位置付けられることから、安定的な輸送の確保や災害に強い都市構造の形成などを見据え、国道4号矢板拡幅や国道4号矢板大田原バイパスの整備を促進します。 ・ 東北自動車道については、拡幅整備の促進を関係機関との連携のもと進めます。 ・ 広域の移動を確保する国道461号の整備の促進に努めます。
地域都市間交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域都市間交流軸として、(主) 矢板那須線、(主) 塩谷喜連川線、(主) 塩原矢板線、(主) 那須烏山矢板線を位置付けます。 ・ 地域都市間交流軸の中で、災害時における緊急輸送道路に位置付けられている(主) 矢板那須線や(主) 塩谷喜連川線については、災害に強い都市構造形成のため、交差点改良や狭あい部分の拡幅整備等を促進します。
都市内交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市内交流軸として、(都) わかば通りをはじめとするJR矢板駅周辺やJR片岡駅周辺の都市計画道路のほか、(主) 矢板那珂川線、(一) 矢板塩谷線、(一) 下河戸片岡線、(一) 県民の森矢板線、(一) 大田原矢板線、(主) 矢板那須線バイパスなどを位置付けます。 ・ 主に市内の移動の利便性向上や、八方ヶ原等への観光・交流のアクセス性を高める道路として、都市計画道路や主要地方道及び一般県道の整備を促進します。

その他の主要な道路

- ・その他の主要な道路として、郊外部等における主な生活道路などを位置付け、適切な維持・更新を計画的に進めます。
- ・矢板北スマートインターチェンジの利用を促進する周辺道路の整備に努めます。

【交通体系方針図】



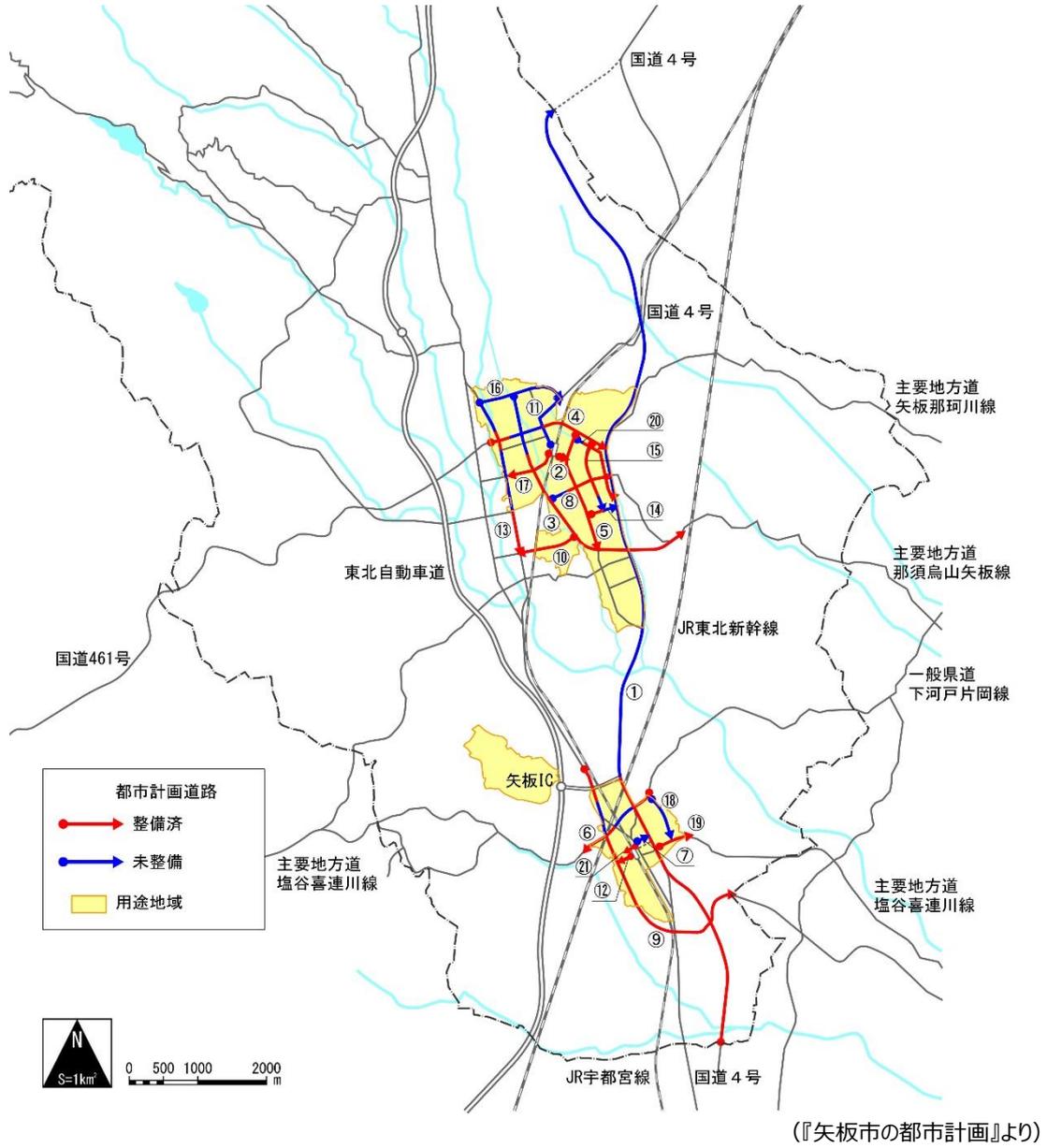
②都市計画道路の整備

- 都市計画道路は、現在 21 路線、総延長 39,100mが計画決定され、7 路線が整備済み、10 路線が整備中、4 路線が未着手です。現在の整備済み総延長は 22,140mであり、全体の整備率は 56.6%です。
- 整備済みの各路線は、適切な維持・管理に努めます。
- 整備中の宇都宮陸羽線（国道 4 号）、公園通り（国道 461 号）、矢板市街地を通る各路線（中央通り、わかば通り）、片岡市街地を通る各路線（片岡西通り、大谷津通り、高倉通り）については、円滑な事業進捗による早期完成に努めます。
- その他の未着手路線については、財政状況や居住環境整備との整合性を踏まえ、着手に向けて検討します。

（令和 4 年 4 月現在）

種別	名称				整備済み 延長 (m)	備考
	番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)		
幹線街路	3.3.5	宇都宮陸羽線	22	14,820	5,710	①（図面番号）
	3.3.6	東駅前通り	22	120	120	②駅広：5,000 m ²
	3.4.2	中央通り	16	4,010	3,100	③
	3.4.3	公園通り	16	1,760	1,190	④
	3.4.4	東通り	18	1,800	1,800	⑤
	3.4.5	大谷津通り	16	1,300	870	⑥
	3.4.6	片岡駅東口通り	18	200	0	⑦駅広：3,000 m ²
	3.4.7	わかば通り	16	920	570	⑧
	3.4.8	片岡西通り	18	4,010	3,460	⑨
	3.4.9	木幡通り	18	840	840	⑩
	3.4.10	駅前通り	16	860	0	⑪
	3.4.11	片岡駅西口通り	18	250	250	⑫
	3.5.1	塩原街道	12	2,270	800	⑬
	3.5.3	あさひ通り	12	420	250	⑭
	3.5.4	つつじ通り	12	1,050	840	⑮
	3.5.5	中学校通り	12	1,240	0	⑯
	3.5.6	鹿島通り	12	760	760	⑰駅広：3,000 m ²
	3.5.7	高倉通り	12	750	0	⑱
3.5.8	鶴ヶ池通り	14	520	520	⑲	
特殊街路	8.6.1	うるおい通り	9	1,130	990	⑳
	8.7.1	片岡駅 東西自由通路	3	70	70	㉑
合計				39,100	22,140	

【都市計画道路等整備状況図】



(『矢板市の都市計画』より)

③公共交通

- わかりやすく利用しやすい公共交通体系の構築や、誰もが利用しやすい公共交通機関のバリアフリー化に努めます。
- 市民の身近な移動手段となるデマンド交通、市営バス中央部循環路線及び地域共助型生活交通の継続運行に努めます。
- 人口減少・少子高齢社会に対応するほか、自動車交通の抑制にともなう環境負荷の低減のため、鉄道・バスの連携強化、徒歩・自転車による公共交通とのアクセス強化に努めるとともに、スマートシティの環境づくりの一環として、ICTの活用等による交通結節点での乗り換えの円滑化等の促進に努めます。
- JR矢板駅は、自由連絡通路等の適切な維持管理を図り、交通拠点としての利便性の向上に努めます。
- JR片岡駅は、東西自由通路等の適切な維持管理を図り、交通拠点としての利便性の向上に努めます。

④その他の道路・交通環境

- （主）矢板那須線バイパス（泉工区）の整備を推進します。
- 市役所や生涯学習館等の公共公益施設周辺においては、施設の利便性向上を図るため、アクセス道路の整備を推進します。
- 生活道路においては、安全・安心で健康的な市民生活を確保するため、街路灯の設置による防犯対策、段差解消等によるバリアフリー化を進め、快適な歩行空間の整備や自転車利用環境の充実を図るとともに、交通危険箇所の改修や橋梁の長寿命化等による機能向上を図ります。
- 市民との協働による身近な道路等の適切な維持・管理を図るため、道路里親制度や道ぶしん制度の周知及び活用促進、道路愛護作業の実施等に努めます。
- 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けて、まちなかウォークアブル推進事業の導入に努めます。
- スマートシティの形成に向け、地域内交通への自動運転技術活用の促進や、個々の移動性を向上させるパーソナルモビリティ等の導入に向けた検討に努めます。

(2)公園・緑地

■ 基本的考え方

- 交流、休養・休息、運動、防災機能等の多様な機能の整備・拡充
- 適切な規模や配置に配慮した公園・緑地の整備

① 都市公園等の整備

- 既に整備されている都市計画公園は、公園の有する憩いの場、市民の身近な緑として、適切な維持・管理を計画的に進めます。
- 長峰公園及び川崎城跡公園については、各種のお祭りやイベントなど、市民のにぎわいのステージとして機能拡充を図るとともに、防災機能の整備を推進します。
- 矢板運動公園は、市民のレクリエーションの場として適切な維持・管理を図ります。
- 公園内での事故を未然に防止するため、公園施設の安全点検や、遊具の適切な維持・管理に努めます。
- その他の公園・緑地として、内川や宮川等の河川及びその河岸は、自然や歴史・文化にふれあえる身近な憩いの場として維持・保全を図ります。

(令和4年4月現在)

種別	名称			開設面積 (ha)	備考
	番号	公園名	面積 (ha)		
街区公園	2.2.1	鶴ヶ池公園	0.23	0.23	① (図面番号)
	2.2.2	たんぽぽ公園	0.43	0.41	②
	2.2.3	なかよし公園	0.22	0.22	③
	2.2.4	みどり公園	0.23	0.23	④
	2.2.5	すみれ公園	0.15	0.15	⑤
	2.2.6	れんげ公園	0.17	0.17	⑥
	2.2.7	わかば公園	0.17	0.17	⑦
	2.2.8	あじさい公園	0.26	0.26	⑧
	2.2.9	あけぼの公園	0.12	0.12	⑨
	2.2.10	こまどり公園	0.14	0.14	⑩
	2.2.11	うるおい公園	0.34	0.34	⑪
	2.2.12	けやき公園	0.41	0.41	⑫
	2.2.13	ふれあい公園	0.15	0.15	⑬
	2.2.14	ふゆうち公園	0.18	0.18	⑭
	2.2.15	ごんげんはら公園	0.23	0.23	⑮
	2.2.16	よしはら公園	0.20	0.20	⑯
	2.2.17	きたやま公園	0.20	0.20	⑰
総合公園	5.5.1	長峰公園	11.00	11.00	⑱
	5.5.2	川崎城跡公園	10.80	6.70	⑲
運動公園	6.5.1	矢板運動公園	28.30	23.03	⑳
合計			53.93	47.54	

②都市公園等の適切な配置

- 日常的利用に供する新たな公園・緑地等は、公園整備が十分でない地区において、整備の必要性や緊急性に応じながら、公園に求められる機能や誘致圏域に配慮した適切な配置に努めます。
- 特に、矢板市街地西側においては、用地確保が困難なため、空き地等の未利用地を有効活用し、身近な憩いの場や避難場所として機能する、オープンスペース（広場）の整備を検討します。

③都市公園等の計画的な緑化

- 環境に配慮した都市として都市公園等の緑の適正な保全を基本としつつ、二酸化炭素吸収・貯蔵量の増加のため、計画的な緑化が必要であることから、「緑の基本計画」の策定を検討します。

④都市公園等の維持・管理

- 都市公園等の維持・管理は、市民による清掃や花植え等の美化活動により、適切な維持・管理を促進します。
- 老朽化した都市公園等は、公園利用者の安全対策の強化や、改築・更新費用の平準化に基づいたライフサイクルコストの縮減という観点から、既存ストックの長寿命化を図ります。

(3)その他の都市施設等

■ 基本的考え方

- 安全な水の安定供給や適切な排水の処理
- 安全で衛生的な生活環境の確保
- 少子高齢社会への対応や文化・交流活動を支援する施設の整備と利用環境の向上

①河川

- 近年の不安定な気象状況による夏場のゲリラ豪雨の増加に対応するため、関係機関との連携により、主要河川における必要度・緊急度等に応じた適切な治水対策を促進します。
- 塚原川や新堀川等の準用河川や普通河川等は、市街地及び周辺の開発の進展による、自然保水及び遊水機能の低下にともなう冠水被害に対応するため、河川整備を推進します。
- 市内を流れる内川は、本市のシンボルといえる空間であることから、身近な水辺空間の環境向上を図ります。

②供給処理施設

- 良質で安全な上水道を安定供給するため、水源の確保、配水管網整備、危機管理対策を進めます。また、大規模地震等の自然災害対策のため、幹線管路のループ化、施設の耐震化を進めるとともに、石綿セメント管等の老朽管や老朽施設の計画的な更新を進めます。
- 公共下水道事業、雨水排水対策事業等の必要度・緊急度等に応じた対策の推進に努めます。
- 公共下水道は、市街地等における生活排水等の汚水を効率的に処理し、生活環境の改善、河川等の水質保全を図るため、整備を推進します。また、処理施設の安定的、効率的運用を図るため、施設の計画的な整備、更新を図ります。
- 農業集落排水が整備された地区は、生活排水の適正な処理を行うため、接続を促進するとともに、施設の適正な維持・管理に努めます。また、自然環境の保全や農業用水の水質保全に資する合併処理浄化槽についても、「浄化槽設置に対する補助金の交付制度」の周知により設置を促進します。
- 新たな技術の活用による、老朽化した下水道施設の長寿命化の促進に努めます。
- 循環型社会構築の必要性から、塩谷広域行政組合と連携したエコパークしおやにおける廃棄物の適正処理に努めるほか、廃棄物の収集体制の充実、不法投棄の防止等に努めます。

③公共公益施設

- 効果的・効率的な行政サービスの継続的な実施に向け、市役所本庁舎の整備を推進するとともに、公共施設の統廃合や多機能化の推進に努めます。
- とちぎフットボールセンター敷地内において、市民の余暇活動やスポーツ活動等の拠点となる文化・スポーツ複合施設の整備を進めます。
- 小・中学校等の教育施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であることから、施設の適切な維持・管理に努めます。また、教育施設は「矢板市地域防災計画」において、地震などの災害時における地域住民の指定避難場所として位置付けられていることから、施設の安全性の確保にも努めます。
- 子育て支援体制を充実する、保育ニーズに応じた保育施設の環境整備に努めます。
- その他の公共公益施設は、より多くの人々が利用しやすいように施設の機能充実や適切な維持・管理に努めます。また、これらの公共施設の中で、「矢板市地域防災計画」において指定避難場所として位置付けられている矢板市武道館等は、施設の耐震化等の防災機能の強化を図ります。

④その他の施設

- 超高齢社会の進行に伴う今後の墓地需要に対応した墓園の整備を検討します。

3. 都市防災の方針

■ 基本的考え方

- 近年に頻発化している自然災害を踏まえた安全・安心な都市環境の確保
- 災害対策活動の拠点となる施設等の機能充実
- 火災や地震などの災害に強い都市構造の形成や地域防災力の強化
- 消防・防災対策の推進及び防災体制の強化

① 公共公益施設の防災機能の強化

- 災害対策活動における中核的な役割を担う市役所本庁舎の整備を推進するほか、災害対策活動の拠点となる公共公益施設等については、必要に応じながら、建築物の耐震化や不燃化を図るとともに、非常用電源、通信設備、耐震性貯水槽、防火水槽を設置し、生活必需品や防災資機材等を保管する備蓄倉庫の整備を図ります。
- 矢板市子ども未来館や文化・スポーツ複合施設の防災機能の強化を図るとともに、公共施設の老朽化や市民ニーズの変化が予想されることを踏まえ、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うための「矢板市公共施設等総合管理計画」に基づき、「矢板市公共施設再配置計画」や実施計画にあたる各個別施設計画に則り、公共施設のマネジメントの推進に努めます。
- 道の駅やいたや主要な都市公園は、災害時における避難・復旧の場として役立つよう、防災機能の整備を促進します。

② ライフラインの確保

- 重要物流道路（東北自動車道、国道4号）や災害時の緊急輸送道路となる道路（国道4号、国道461号、（主）矢板那須線、（主）塩谷喜連川線）の機能確保に努めます。
- 道路や橋梁等は、災害時における道路機能を確保するため、施設整備にあたっては、災害に強い施設整備に努めるとともに、長寿命化対策を図ります。
- 水道や電気等の施設は、災害時においても機能が確保されるよう、上水道のブロック化推進、下水道の長寿命化対策等の効率的な実施を図るとともに、災害時の生活を維持する再生可能エネルギーの導入促進に努めます。

③ 避難場所・避難経路の確保

- 「矢板市地域防災計画」において、指定避難場所として位置付けられている小・中学校などの公共公益施設等は、耐震性の確保を図るとともに、停電・断水等の事態に備えた設備、情報伝達のための設備や避難生活の環境を良好に保つための設備の充実に努めます。
- 主要な道路は、災害時における安全な避難路や広範囲の延焼を防止する延焼遮断帯として機能するよう、沿道建築物の不燃化、沿道緑化の促進等を図ります。
- JR矢板駅西側の密集市街地は、災害時における安全な避難路を確保するため、老朽建物の更新を促進します。
- 大雨や地震による土砂災害などが発生するおそれのある区域の分布や、避難場所や避難経路の配置状況を表示した防災ハザードマップの周知徹底に努めます。

④ 危険防止対策

- 大規模盛土造成地等の宅地防災対策に努めるとともに、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流箇所等の危険箇所については、台風やゲリラ豪雨等による土砂災害や、洪水による浸水・冠水被害を未然に防止するため、開発の抑制や擁壁等の砂防施設の整備など、安全確保対策の推進に努めます。

- 市街地においては、建築物が密集した箇所の火災の危険を防除する地域地区（防火地域・準防火地域）指定の検討に努めるほか、台風や大雨による被害発生のおそれが高い箇所における対策工事の推進や、河川周辺の安全な都市基盤整備の推進に努めます。
- 雨水の一時的な浸透・貯留機能を有する丘陵地の森林や水田等は、積極的な保全を図り、雨水の急激な流出抑制に努めます。

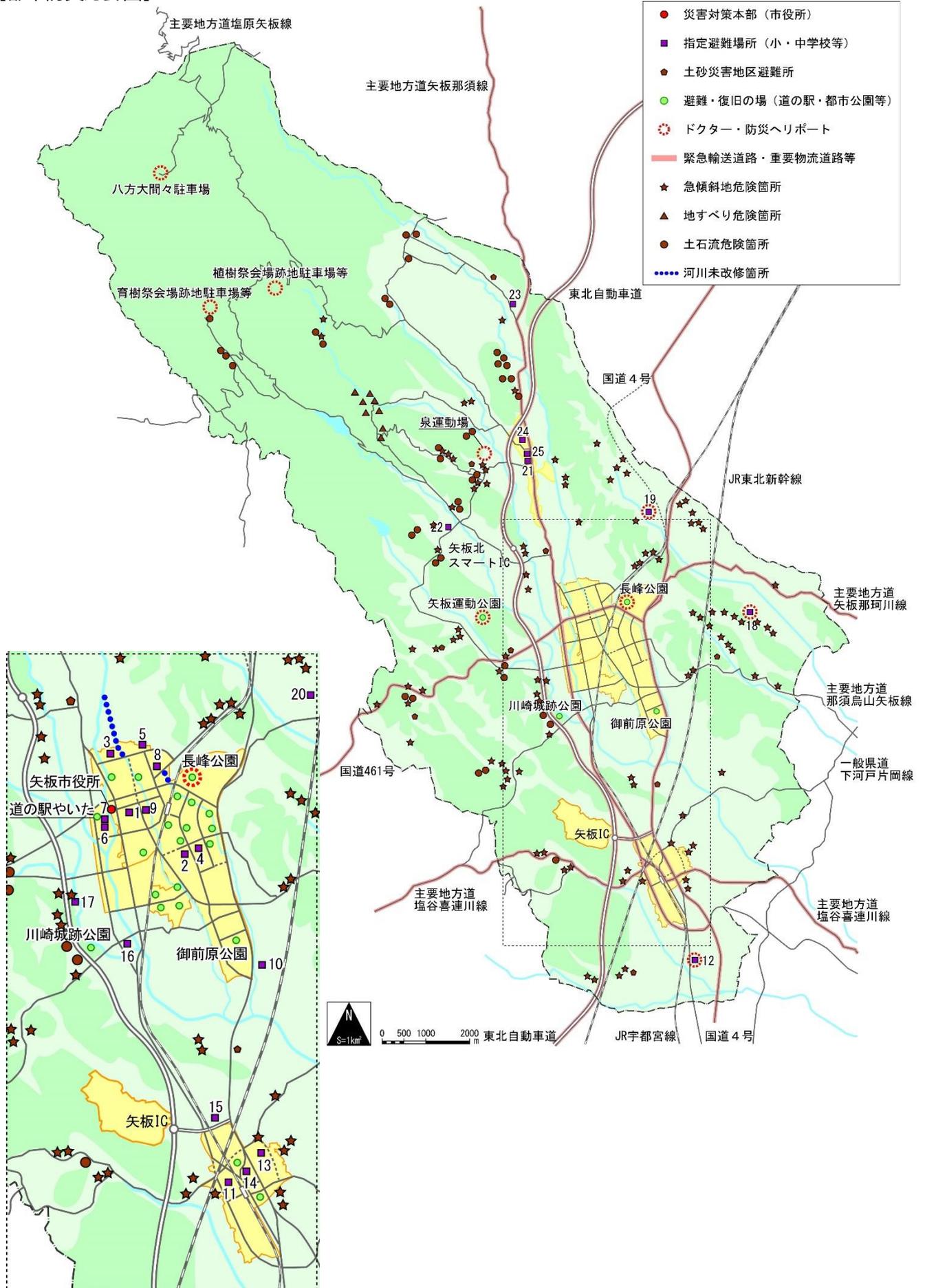
⑤消防・防災・救急体制の確立

- 救急・救助体制や避難体制の強化に向け、消防・防災資機材等の整備を計画的に推進するとともに、防災行政無線設備の整備に努めます。
- 防災訓練や応急手当による講習会等の開催により、地域の自主防災組織等の育成・強化や、防災組織未設置地区への設立の働きかけに努めるとともに、情報提供や救助活動への協力を促す体制の確立を図ります。

(令和4年4月現在)

指定避難場所		所在地	収容地区名	収容可能人員(人)	施設の種別
1	矢板小学校	本町 4-23	矢板市街地	453	体育館 907㎡
2	東小学校	東町 616		271	〃 543㎡
3	矢板中学校	上町20-7		693	〃 1,386㎡
4	矢板東高校	東町4-8		791	〃 1,582㎡
5	矢板中央高校	扇町2-1519		801	〃 1,603㎡
6	生涯学習館	矢板106-2		227	〃 454㎡
7	矢板公民館	矢板103-1		130	会議室他 261㎡
8	きずな館	扇町 2-4-19		26	会議室 52㎡
9	市武道館	本町 2-22		427	武道場 854㎡
10	安沢小学校	安沢1482	片岡地区	286	体育館 572㎡
11	片岡小学校	片岡2095		271	〃 543㎡
12	乙畑小学校	乙畑1902		202	〃 405㎡
13	片岡中学校	片岡2139		507	〃 1,015㎡
14	片岡コミュニティーホール	片岡2098-3		209	ホール 419㎡
15	片岡 トレーニングセンター	片岡1143-1	618	体育館 1,237㎡	
16	川崎小学校	木幡1646	西部・南部 地区	242	〃 484㎡
17	城の湯ふれあい館	幸岡18		50	ホール 100㎡
18	旧豊田小学校	豊田802	東部地区	199	体育館 399㎡
19	日新体育館	土屋635		305	〃 611㎡
20	農村環境改善センター	沢783		186	〃 372㎡
21	泉小学校	泉378	泉地区	234	〃 469㎡
22	長井体育館	長井1248		288	〃 576㎡
23	上伊佐野体育館	上伊佐野761		288	〃 576㎡
24	泉中学校	泉526		478	〃 957㎡
25	泉はつらつ館	泉396-1		86	ホール他 173㎡

【都市防災方針図】



4. 景観形成の方針

■ 基本的考え方

- 矢板らしい景観の保全・形成のための「矢板市景観計画」の推進
- 八方ヶ原や県民の森など高原山の豊かな自然景観の保全・形成
- 地区の特性を活かした街並み景観の形成

①らしさのある景観まちづくりの推進

- 矢板らしさを構成する良好な景観・街並みづくりに関する指針となる「矢板市景観計画」に基づき、建築物・工作物の意匠や公共空間のデザイン等に関する適切な誘導に努めます。
- 景観形成ガイドラインの適切な運用や公共サインの指針についての検討に努めます。
- 矢板市景観条例に基づく一定規模以上の建築物等の届出制度や、栃木県屋外広告物条例の適切な運用を図ります。

②自然景観の保全・形成

- 八方ヶ原や県民の森などを有する高原山や、東西のなだらかな丘陵地などの起伏に富んだ地形は、雄大な景観を構成する重要な要素であるため、保全を図り、開発の抑制を図ります。特に、高原山は本市のシンボルとして、山並みへの眺望景観の確保に努めます。
- 内川、宮川等の河川の水辺は、うるおいある景観を構成する要素として、水辺や動植物の保全を図るとともに、河岸の緑化や緑道の整備、ごみの不法投棄防止や美化活動を推進し、個性を活かした魅力ある河川景観の形成に努めます。
- 河川沿いに広がる田園や里山林などの緑は、豊かな実りの景観を構成する要素として、保全・形成に努めます。

③歴史・文化景観の保全・形成

- 川崎城跡や御前原城跡をはじめ、歴史的文化施設や日本遺産等の資源は、本市の歴史・文化を感じさせる重要な要素であるため、適正な維持・管理に努め、景観の保全・形成を図ります。
- 岩石を積み上げた構造(ロックフィル構造)の寺山ダムや塩田ダムは、周辺の自然と調和した、地域特性を活かした個性的な土木景観として、適正な維持・管理に努め、景観の保全・形成を図ります。

④良好な街並み景観の形成

－住宅地－

- 自然環境と調和した街並みづくりに資する地区計画・建築協定等の活用による宅地の緑化の誘導に努めます。
- 面的整備が行われた専用住宅地は、建物の意匠の誘導や緑化の推進に向けた地域独自のルールづくりを検討し、良好な街並み景観の形成を促進します。
- 一般住宅地は、既存の街並みとの調和が図られるよう、適正な規制・誘導等を検討し、良好な街並みの形成を促進します。
- 郊外型の住宅団地は、緑豊かで快適な街並み景観の形成を検討します。
- 集落地は、周辺の自然環境と調和した農山村景観の保全・整備を推進し、地域特性を活かした街並みの形成を促進します。

－商業地－

- 矢板市街地の中心的な商業地は、店舗等のファサード整備や修景緑化などにより、にぎわいのある景観形成の促進を図ります。
- 片岡市街地の商業地は、修景緑化などにより、周辺的生活環境と調和した緑豊かな景観形成の促進を図ります。
- 国道4号や(主)矢板那須線等の沿道サービス地は、質の高い看板・広告物への誘導などにより、まとまりのある沿道景観の形成を促進します。特に、(主)矢板那須線は、建物の色彩の誘導等により、高原山への眺望景観と調和した景観形成を促進します。
- イベント時や季節に応じた夜間景観づくりによりにぎわいのある景観形成を促進します。

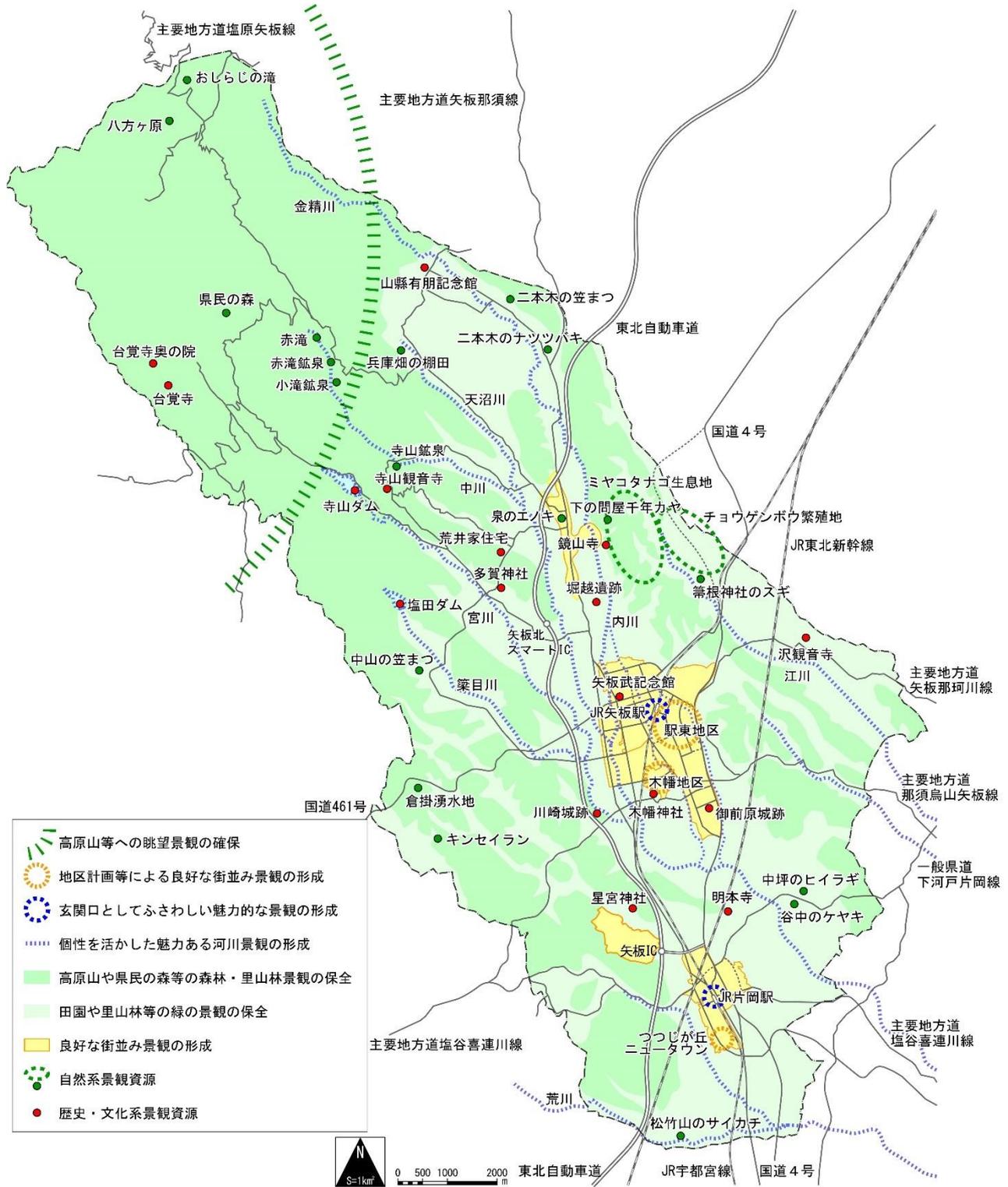
－工業地－

- 矢板工業団地は、大手企業工場跡地における望ましい土地利用の在り方を踏まえつつ、周辺の自然環境や生活環境との調和に配慮した景観の形成に努めます。
- 矢板南産業団地は、地区計画による壁面後退距離や形態・意匠等の基準が定められ、良好な景観が形成されていることから、今後も維持を図ります。

－主要な公共空間－

- J R矢板駅及びJ R片岡駅周辺は、本市の交通拠点としてわかりやすい案内・誘導とともに、にぎわいのある景観形成を促進します。
- 本市の骨格となる主要な道路は、街路灯、防護柵、街路樹等の道路附属施設や、電柱・電線類、屋外広告物等の道路占用物の沿道や背景への配慮により、ゆとりとうるおいのある良好な道路景観の形成を促進します。
- 公共公益施設等は、周辺環境と調和するように意匠や色彩等に配慮し、良好な景観形成の手本となるよう努めます。
- とちぎフットボールセンター及び文化・スポーツ複合施設周辺におけるシンボル性の高い空間の創出に努めます。
- 長峰公園は、市民の憩いやにぎわいの場としてだけでなく、市街地内の貴重な緑として機能していることから、今後も適切な維持・管理に努め良好な景観の維持を図ります。

【景観形成方針図】





【高原山】



【倉掛湧水地】



【山縣有朋記念館】



【おしらじの滝】



【木幡神社】



【寺山ダム提体（ロックフィル構造）】



【つつじが丘ニュータウン】

5. 自然環境の保全・活用の方針

■ 基本的考え方

- 貴重な自然環境の保全・活用
- 豊かな森林や優良な農地の保全・活用

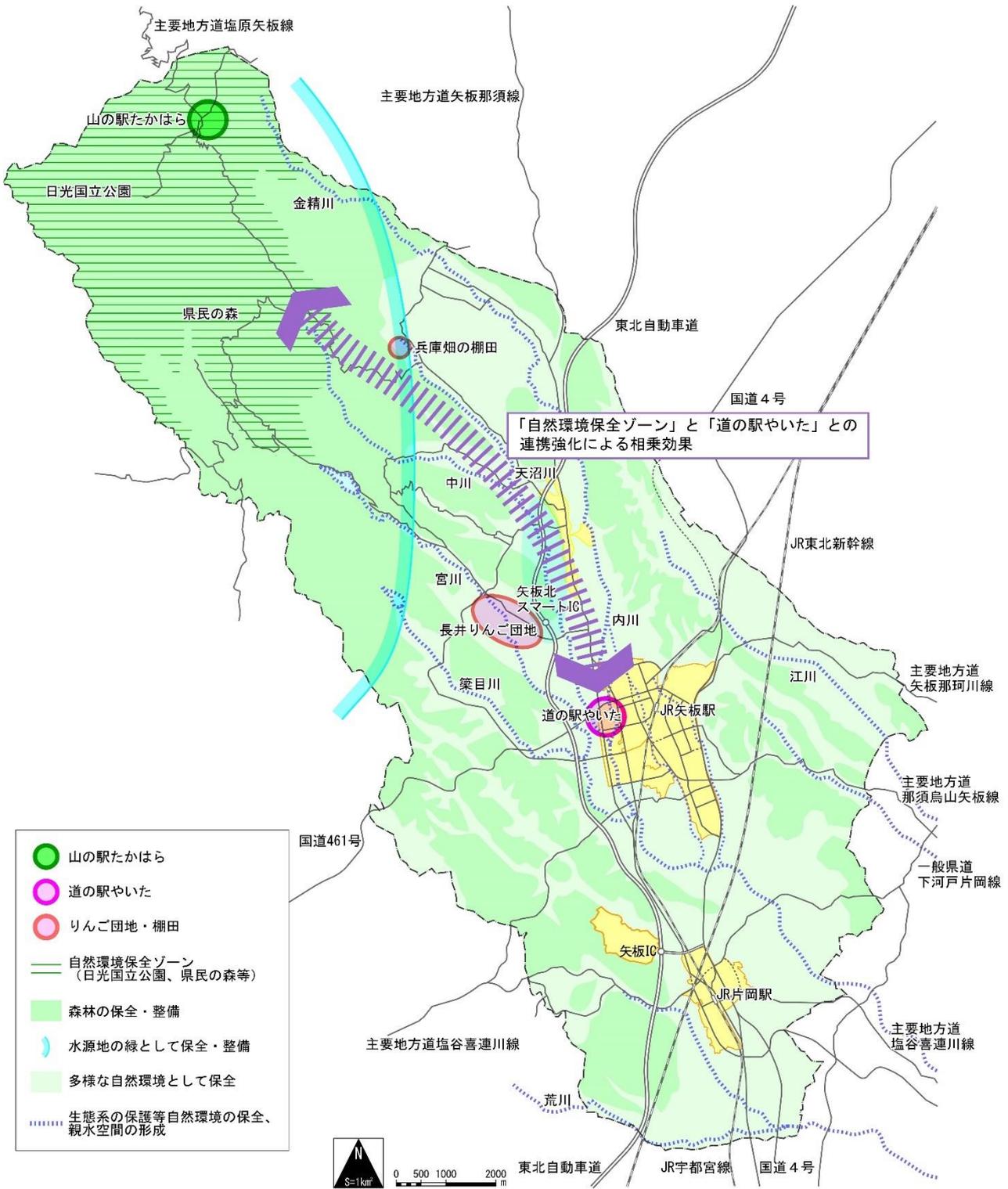
① 自然環境の保全

- 日光国立公園の一角をなす高原山、東高原地区のブナ・ミズナラ等の天然林、歴史・文化的資源である寺山観音寺や木幡神社の境内林などは、豊かな自然環境の保全ということだけではなく、二酸化炭素の吸収・貯蔵、水源の涵養など多様な公益的機能を果たしていることから、本市の誇れる緑として、次世代に引き継げるよう積極的に保全・整備を図ります。
- 貴重な森林の保全・整備のため、「矢板市森林整備計画」に基づく施策の実施に努めるほか、身近な緑資源である里山林の保全・整備のため、草刈り等を実施している行政区等団体に対する補助金の交付・支援などに努めます。
- 箒川、内川、宮川及び荒川の水辺空間については、生態系の保護など、豊かな自然環境の保全を図ります。特に、水資源は、本市のみならず、さくら市や塩谷町等の下流域の都市活動を支える資源として保全に努めます。
- 河川沿いに広がる良好な田園は、生産系緑地としての機能のほか、気温上昇の緩和や二酸化炭素の吸収による環境保全機能、保水・遊水による洪水予防等の防災機能も有しており、多様な自然環境として保全を図ります。
- 本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、環境保全・美化活動等への市民・事業者の参画促進及び継続的な支援に努めます。

② 自然環境の活用

- 八方ヶ原や県民の森など高原山の豊かな自然環境（自然環境保全ゾーン）は、自然環境の保全を基本としつつ、山の駅たかはら（八方ヶ原交流促進センター）を活かし、周辺の景観整備や道の駅やいたとの連携強化などによる相乗効果など、観光・交流拠点として機能拡充を図ります。
- 河川沿いに広がる田園は、農業の振興を踏まえ、農業振興地域及び農用地区域内における優良な農地の適正な保全・育成に努めるほか、地域の実情に応じた生産基盤の整備推進や農地の利用集積化を促進するなど、環境にやさしい農業を推進します。
- 中山間地域においては、中山間地域総合整備事業等の適切な事業導入による生産基盤の維持・確保に努めます。
- りんご団地や棚田など、本市の特色ある農業に触れることのできる環境の保全に努めるとともに、遊休農地等については、オーナー制度や農業体験の場として活用を促し、地域の活性化を図ります。
- 内川や宮川などの水辺空間は、市民の身近な憩いの場として親水空間の形成を図ります。
- 八方ヶ原や県民の森など高原山の緑の拠点のほか、身近な緑となる街区公園等の緑を河川や道路で有機的に結ぶことにより、水と緑のネットワークの形成を図ります。

【自然環境保全・活用方針図】



6. 環境にやさしい都市形成の方針

■ 基本的考え方

- 脱炭素社会を実現する温室効果ガス（二酸化炭素）排出の削減・吸収量の増大
- 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

① 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

- 「矢板市立地適正化計画」に基づき、日々の暮らしの中での移動距離の縮減や公共交通利用の促進による、環境負荷の少ないコンパクトシティの形成に努めます。
- 国道4号や（主）矢板那須線等の主要な幹線道路整備や渋滞箇所解消、鉄道やバス等の路線や運行本数の充実による公共交通機能の向上により、自動車利用の抑制・効率化を図るとともに、快適な歩行者・自転車空間の整備により、徒歩・自転車の利用を促進することで二酸化炭素の排出量削減、エネルギー消費の削減に努めます。
- エネルギー消費やCO₂発生を抑えるEV等の導入を促す環境整備に努めます。
- 太陽光や風力等の再生可能エネルギーの利用を促進するために、矢板南産業団地におけるメガソーラー施設の適切な維持・管理に努めるとともに、新たな施設については、周辺景観に配慮した設置の誘導に努めます。
- 本市の制度である「矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金」の太陽光システム設置加算制度の周知及び活用促進により、住宅用太陽光発電システムの設置を支援し、新エネルギーの利用促進を図り、環境負荷の低減に努めます。
- 二酸化炭素の吸収源の確保という観点から、高原山等の豊かな森林、丘陵地や市街地周辺の里山林を保全するとともに、公共公益施設敷地内の緑化推進や「生垣設置に関する支援制度」の周知及び活用促進により、市街地内の緑化を図ります。

② 循環型社会の構築

- ごみの減量化や資源化等の意識啓発に努めるとともに、塩谷広域行政組合との連携による廃棄物の適正処理の確保やごみ・資源の分別回収の徹底により、更なる循環型社会の構築を図ります。
- 豊かな自然環境により育まれた農林産物の地産地消を推進し、食品ロスの低減や輸送にともなう環境負荷の軽減を図ります。
- 環境問題に対応した未利用エネルギー（小水力・冷暖房排熱等）の有効活用策の検討に努めます。
- 環境美化活動等への市民・事業者の参画促進及び継続的な支援、身近な水と緑の保全、工場排水や排煙等による公害の防止により、地域環境の美化を推進します。
- 環境保全、循環型社会構築に向けて、総合的な指針を策定するとともに、環境学習の推進等により、環境に対する意識向上を図ります。

7. 交流環境形成の方針

■ 基本的考え方

- 地域資源を活かした多くの来訪を受け入れる交流基盤の整備
- 文化・スポーツ・レクリエーションに関する様々な交流をにぎわいにつなげる環境づくり

① 観光資源の充実

- 道の駅やいたや山の駅たかはら（八方ヶ原交流促進センター）などの交流拠点施設の利用促進や機能拡充に努めます。
- 農林業との連携による体験・交流型観光の新たな魅力の創出や、観光・交流拠点における農業を活用した観光農園等の検討など、アグリツーリズムの推進に努めます。
- スポーツと地域産業の連携によるスポーツツーリズムの推進に努めます。
- 森林や溪流、滝、鉱泉等の魅力的な自然環境や歴史的文化施設、日本遺産等の恵まれた地域資源の保全・活用に努めます。

② 文化・スポーツ・レクリエーションの環境づくり

- 市内・地域内の交流を促す拠点となるとちぎフットボールセンター敷地内への文化・スポーツ複合施設の整備を進めます。
- 矢板運動公園の適切な維持・管理を図るとともに、体育施設の維持・補修、整備の推進に努めます。

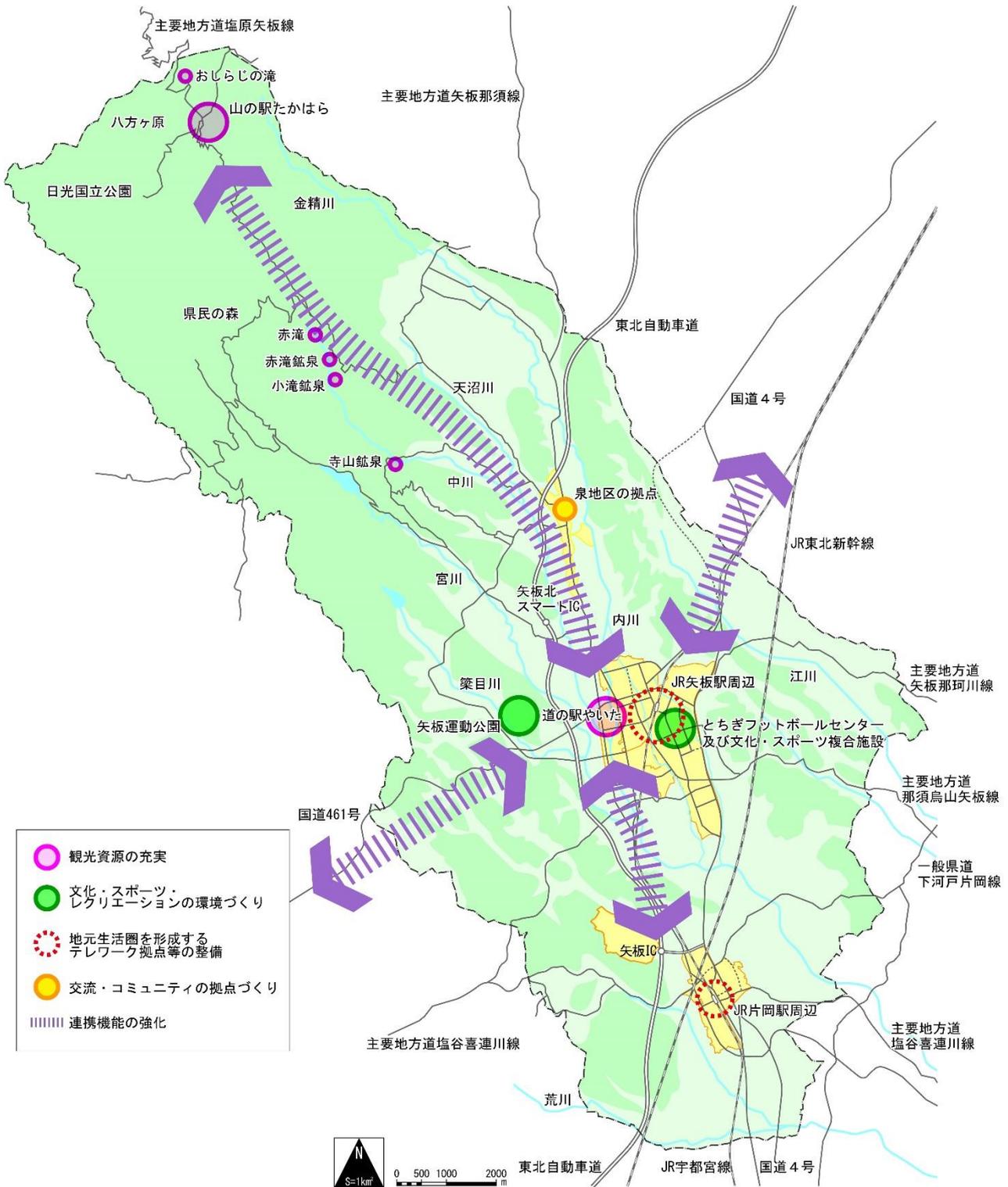
③ 多様な交流・コミュニティの場づくり

- 本市への移住・定住の促進や地元生活圏の形成に資するテレワーク拠点の整備や、サテライトオフィスの誘致、コワーキングスペースの設置促進に努めます。
- 市民の活動拠点となる矢板ふるさと支援センターの利用促進や、多世代交流の拠点となる木幡北山はつらつ館の利用環境の充実、地域コミュニティの様々な活動の場となる泉地区の拠点整備等に努めます。
- 八方ヶ原や山の駅たかはらなど、他に誇ることでできる特徴的な資源が有する様々な魅力や価値を、広く市民にも知ってもらえるよう、情報発信機能の強化やPR活動の推進等に努めます。

④ 広域交流ネットワークの形成

- 多くの来訪を受け止め、市内の回遊性を高める環境づくりに向け、矢板インターチェンジや矢板北スマートインターチェンジによるアクセスの優位性を活かしながら、道の駅やいた、山の駅たかはら、城の湯温泉、日本遺産認定施設等の連携機能の強化を図ります。
- 日光や那須高原等の周辺観光地との近接性など、恵まれた立地条件を活かした広域観光圏の形成を見据え、広域的な連携を支える道路網の充実や移動しやすい交通網の形成に努めます。

【交流環境形成方針図】



- 観光資源の充実
- 文化・スポーツ・レジャーエーションの環境づくり
- ⋯ 地元生活圏を形成するテレワーク拠点等の整備
- 交流・コミュニティの拠点づくり
- ||||| 連携機能の強化